

入 札 要 領

- 第1条 入札希望者は、鴻巣市市有財産一般競争入札公告書、物件調書、市有財産一般競争入札売払募集要項、市有財産売買契約書及び本要領を熟読の上入札して下さい。
- 第2条 現物と公告物件との数量が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状（入札者用）を提出して下さい。
- 第4条 入札は市所定の入札書を使用し、物件番号ごとに入札用封筒に入札書のみを入れて封印し、同日入札を実施する物件すべてを対象とし、一斉に入札箱に投入することになります。
※入札用封筒は、規格長40長型封筒（90×225）を使用してください。
- 第5条 入札書には入札者の住所、氏名（代理人の場合は代理人の住所、氏名）を記入の上押印するものとし、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入して下さい。
- 第6条 提出済の入札書は、その事由の如何にかかわらず、引換、変更又は取消を行なうことはできません。
- 第7条 やむを得ない理由により入札を辞退する場合は、入札時刻前までに、郵送、窓口を持参、又はFAXにて辞退届を提出してください。
- 第8条 次の各号に該当する入札は、無効とします。
- （1）入札者の押印のない入札書
 - （2）記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
 - （3）押印された印影が明らかでない入札書
 - （4）入札参加資格のない者がした入札
 - （5）記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - （6）入札保証金を納付していない者がした入札
 - （7）代理人が委任状を提出しない者がした入札
 - （8）代理人による入札で委任状の代理人使用印と異なる押印の入札書
 - （9）他人の代理を兼ねた者がした入札
 - （10）同一物件に2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
 - （11）郵便、電報、電話及びFAXによる入札
 - （12）明らかに連合によると認められる入札

(13) 虚偽の申請書を提出した者がした入札

(14) その他公告に示す事項に反した者がした入札

第9条 開札は入札者の前面で行ないます。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には市の指定した者を立会させて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

第10条 落札者は、物件ごとに、最低売却価格以上で最高額の入札者をもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、異議の申立てはできません。

また、入札保証金の割合を超えた入札額の場合や最低売却価格未満の入札額の場合は失格となります。

第11条 落札者が決定したときは、その旨を落札者に文書をもって通知します。

第12条 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければなりません。

第13条 落札者が、落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しない場合には、落札者としての資格が失われます。

第14条 落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金として契約金額の100分の10（1円未満の端数切り上げ）に相当する金額を納付してください。ただし、鴻巣市契約規則第17条5号の規定により、契約の締結と同時に売買代金を一括納付する場合は、契約保証金を免除します。

第15条 落札者は、売買代金から契約保証金を控除した額（残代金）を市が発行する納入通知書により契約の締結の日から30日以内に市の指定金融機関にて一括納付していただきます。

なお、期限までに売買代金の納付が行なわれなかった場合は、契約保証金は市に帰属することになります。

第16条 本要領に定めのない事項については、地方自治法、鴻巣市契約規則（昭和39年6月鴻巣市規則第6号）、鴻巣市財産規則（昭和54年3月鴻巣市規則12号）の定めるところによって処理します。